

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月28日

【発行者名】 ファンドロジック（ジャージー）リミテッド  
（FundLogic (Jersey) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 スチュアート・コンロイ  
（Director, Stuart Conroy）

【本店の所在の場所】 ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47  
（47 Esplanade, St Helier, Jersey, JE1 0BD）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ソフォス・ケイマン・トラスト -  
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式  
オープン  
（Sophos Cayman Trust - USD-denominated Morgan Stanley  
Global Premium Equity Open）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券：  
10億アメリカ合衆国ドル（約1,448億円）を上限とする。  
米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券：  
10億アメリカ合衆国ドル（約1,448億円）を上限とする。  
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜  
上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相  
場の仲値（1米ドル＝144.81円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年8月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### (1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第1 5 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 1 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1 1 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
	5 その他		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ソフォス・ケイマン・トラスト（Sophos Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（USD-denominated Morgan Stanley Global Premium Equity Open）（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

### （１）投資状況

#### 資産別及び地域別の投資状況

（2025年9月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	298,754,509.33	77.66
	ドイツ	34,160,869.72	8.88
	イギリス	30,817,213.45	8.01
	フランス	13,460,282.41	3.50
	オランダ	2,638,522.07	0.69
	小計	379,831,396.98	98.74
現金・その他の資産（負債控除後）		4,852,853.82	1.26
合計（純資産総額）		384,684,250.80 (約57,272百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=148.88円）による。以下同じ。

（注3）ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## 投資資産

## （ ）投資有価証券の主要銘柄

（2025年9月末日現在）

順位	銘柄	発行地	業種	株数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	MICROSOFT CORP	アメリカ合衆国	テクノロジー	68,125	223.60	15,232,939.13	517.95	35,285,343.75	9.17
2	SAP SE	ドイツ	テクノロジー	115,083	142.54	16,403,437.68	267.78	30,817,213.45	8.01
3	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ合衆国	金融	56,022	201.06	11,263,784.97	341.38	19,124,790.36	4.97
4	RELX PLC	イギリス	非耐久消費財	340,811	35.17	11,984,959.99	47.89	16,320,113.89	4.24
5	ARTHUR J GALLAGHER & CO	アメリカ合衆国	金融	51,376	251.98	12,945,663.52	309.74	15,913,202.24	4.14
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ合衆国	通信	62,415	158.43	9,888,591.93	243.10	15,173,086.50	3.94
7	AUTOMATIC DATA PROCESSING	アメリカ合衆国	非耐久消費財	49,726	214.15	10,648,946.32	293.50	14,594,581.00	3.79
8	COCA-COLA CO/THE	アメリカ合衆国	非耐久消費財	217,878	59.65	12,995,847.35	66.32	14,449,668.96	3.76
9	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ合衆国	非耐久消費財	88,146	141.68	12,488,741.93	153.65	13,543,632.90	3.52
10	L'OREAL	フランス	非耐久消費財	31,087	380.18	11,818,794.53	432.99	13,460,282.41	3.50
11	ROPER TECHNOLOGIES INC	アメリカ合衆国	テクノロジー	24,846	454.25	11,286,300.55	498.69	12,390,451.74	3.22
12	S&P GLOBAL INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	24,787	490.77	12,164,675.52	486.71	12,064,080.77	3.14
13	HALEON PLC	イギリス	非耐久消費財	2,611,325	4.57	11,927,623.03	4.47	11,685,509.64	3.04
14	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	アメリカ合衆国	金融	68,730	112.73	7,747,993.82	168.48	11,579,630.40	3.01
15	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	23,659	445.48	10,539,576.83	485.02	11,475,088.18	2.98
16	ABBOTT LABORATORIES	アメリカ合衆国	非耐久消費財	82,473	104.73	8,637,518.41	133.94	11,046,433.62	2.87
17	BOOKING HOLDINGS INC	アメリカ合衆国	通信	2,016	4,135.41	8,336,989.73	5,399.27	10,884,928.32	2.83
18	ZOETIS INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	71,550	156.93	11,228,574.41	146.32	10,469,196.00	2.72
19	AON PLC-CLASS A	アメリカ合衆国	金融	28,164	320.67	9,031,280.79	356.58	10,042,719.12	2.61
20	CME GROUP INC	アメリカ合衆国	金融	35,562	202.13	7,188,303.02	270.19	9,608,496.78	2.50
21	SYNOPSIS INC	アメリカ合衆国	テクノロジー	17,721	486.96	8,629,372.64	493.39	8,743,364.19	2.27
22	ACCENTURE PLC-CL A	アメリカ合衆国	テクノロジー	33,114	250.27	8,287,503.72	246.60	8,165,912.40	2.12
23	OTIS WORLDWIDE CORP	アメリカ合衆国	工業	85,054	85.07	7,235,397.11	91.43	7,776,487.22	2.02
24	MSCI INC	アメリカ合衆国	テクノロジー	12,123	570.17	6,912,220.06	567.41	6,878,711.43	1.79
25	STERIS PLC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	27,652	201.22	5,564,165.60	247.44	6,842,210.88	1.78
26	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTION	アメリカ合衆国	テクノロジー	28,410	177.42	5,040,382.69	238.17	6,766,409.70	1.76
27	AUTOZONE INC	アメリカ合衆国	耐久消費財	1,557	3,117.73	4,854,310.62	4,290.24	6,679,903.68	1.74
28	EXPERIAN PLC	イギリス	非耐久消費財	122,841	33.33	4,093,684.54	50.11	6,155,246.19	1.60
29	UBER TECHNOLOGIES INC	アメリカ合衆国	通信	57,825	95.59	5,527,365.51	97.97	5,665,115.25	1.47
30	EQUIFAX INC	アメリカ合衆国	非耐久消費財	21,723	217.31	4,720,711.54	256.53	5,572,601.19	1.45

## （ ）投資不動産物件

該当事項なし（2025年9月末日現在）。

## （ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（2025年9月末日現在）。

## （２）運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

## 純資産の推移

2025年9月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

## &lt;米ドル建 米ドルヘッジクラス&gt;

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年10月末日	202,620,872.67	30,166,195,523	156.13	23,245
11月末日	199,711,757.04	29,733,086,388	161.32	24,017
12月末日	193,626,112.88	28,827,055,686	156.90	23,359
2025年1月末日	204,554,366.35	30,454,054,062	165.55	24,647
2月末日	204,482,924.92	30,443,417,862	164.77	24,531
3月末日	198,213,281.99	29,509,993,423	160.16	23,845
4月末日	195,137,250.63	29,052,033,874	158.43	23,587
5月末日	200,063,205.88	29,785,410,091	164.70	24,521
6月末日	198,494,281.70	29,551,828,659	163.27	24,308
7月末日	194,966,388.19	29,026,595,874	162.19	24,147
8月末日	192,970,704.49	28,729,478,484	161.34	24,020
9月末日	186,776,667.15	27,807,310,205	158.11	23,539

## &lt;米ドル建 為替ヘッジなしクラス&gt;

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年10月末日	190,555,782.27	28,369,944,864	152.21	22,661
11月末日	196,666,976.76	29,279,779,500	156.42	23,288
12月末日	192,770,184.90	28,699,625,128	151.55	22,563
2025年1月末日	202,596,698.86	30,162,596,526	159.84	23,797
2月末日	200,843,558.97	29,901,589,059	159.20	23,702
3月末日	197,191,054.81	29,357,804,240	155.86	23,204
4月末日	198,255,562.04	29,516,288,077	155.53	23,155
5月末日	205,817,601.34	30,642,124,487	161.73	24,078
6月末日	209,565,832.23	31,200,161,102	161.30	24,014
7月末日	205,961,624.12	30,663,566,599	159.20	23,702
8月末日	202,231,134.32	30,108,171,278	159.09	23,685
9月末日	197,907,583.65	29,464,481,054	155.91	23,212

## &lt; 参考情報 &gt;

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（2019年4月5日～2025年9月末日）



## 分配の推移

該当事項なし。

## 収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

## &lt;米ドル建 米ドルヘッジクラス&gt;

	収益率(注)
2024年10月1日～2025年9月末日	- 1.27%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 2025年9月末日現在の1口当たり純資産価格

b = 2024年9月末日現在の1口当たり純資産価格

以下同じ。

## &lt;米ドル建 為替ヘッジなしクラス&gt;

	収益率
2024年10月1日～2025年9月末日	- 0.97%

## &lt;参考情報&gt;

## 年間収益率の推移

(注1) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2025年については2025年9月末日における1口当たり純資産価格）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（ただし、2019年については当初発行価格（受益証券1口当たり100米ドル））

以下、本「参考情報」において同じ。

(注2) 2019年は4月5日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。2025年は1月1日から9月末日までの収益率である。以下、本「参考情報」において同じ。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスにベンチマークはない。以下、本「参考情報」において同じ。



## 2 販売及び買戻しの実績

2025年9月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年9月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

### <米ドル建 米ドルヘッジクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
96,713.754 (96,713.754)	217,847.803 (217,847.803)	1,181,280.992 (1,181,280.992)

(注) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

### <米ドル建 為替ヘッジなしクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
198,824.076 (198,824.076)	172,605.197 (172,605.197)	1,269,367.339 (1,269,367.339)

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=148.88円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

## （１）資産及び負債の状況

ソフォス・ケイマン・トラスト -  
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン  
貸借対照表  
2025年8月31日現在

	米ドル	千円
<b>資産</b>		
現金および現金等価物（注3）	7,854,295	1,169,347
投資有価証券 - 公正価値（取得原価：292,945,372米ドル） （注4）	390,475,220	58,133,951
申込みに係る未収金	249,315	37,118
デリバティブ契約 - 公正価値（想定元本：16,736,844米ドル） （注4および注5）	11,205	1,668
未収配当金	310,109	46,169
その他の資産	17,114	2,548
資産合計	398,917,258	59,390,801
<b>負債</b>		
買戻しに係る未払金	(932,790)	(138,874)
デリバティブ契約 - 公正価値（想定元本：28,007,991米ドル） （注4および注5）	(83,480)	(12,429)
未払費用	(288,345)	(42,929)
未払代行協会員報酬	(545,851)	(81,266)
未払販売報酬	(426,133)	(63,443)
未払投資運用報酬	(433,524)	(64,543)
未払管理報酬	(593,311)	(88,332)
未払投資顧問報酬	(411,002)	(61,190)
ブローカーに対する債務	(983)	(146)
負債合計	(3,715,419)	(553,152)
純資産合計（注6）	395,201,839	58,837,650
<b>発行済受益証券</b>		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	1,271,198.659	□
米ドル建 米ドルヘッジクラス	1,196,068.096	□
<b>受益証券1口当たり純資産価格</b>		
米ドル建 為替ヘッジなしクラス	159.09	24
米ドル建 米ドルヘッジクラス	161.34	24

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -  
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン  
損益計算書  
2025年3月1日から2025年8月31日までの期間

	米ドル	千円
<b>投資収益</b>		
配当金（外国源泉徴収税（1,326,262米ドル）を控除した金額）	2,382,127	354,651
その他の収益	127,250	18,945
収益合計	<u>2,509,377</u>	<u>373,596</u>
<b>費用</b>		
管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬（注7）	(195,586)	(29,119)
投資運用報酬（注8）	(1,295,239)	(192,835)
投資顧問報酬（注8）	(496,280)	(73,886)
管理報酬（注8）	(216,039)	(32,164)
代行協会員報酬（注8）	(99,065)	(14,749)
販売報酬（注8）	(1,287,849)	(191,735)
受託報酬（注9）	(19,813)	(2,950)
その他の費用	(83,224)	(12,390)
専門家報酬	(27,873)	(4,150)
年次税（注3）	(2,363)	(352)
費用合計	<u>(3,723,331)</u>	<u>(554,330)</u>
投資純損失	(1,213,954)	(180,733)
<b>投資および外国為替取引による実現および未実現利益（損失）</b>		
実現投資純損失	(2,141,467)	(318,822)
外国為替予約取引に係る実現純損失	(4,259,965)	(634,224)
外国為替取引に係る実現純利益	405,687	60,399
未実現投資純利益	2,749,138	409,292
外国為替予約取引に係る未実現純利益	243,195	36,207
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純利益（注5）	7,846	1,168
投資および外国為替取引による純損失	<u>(2,995,566)</u>	<u>(445,980)</u>
運用による純資産の純（減少）/増加	(4,209,520)	(626,713)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -  
 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン  
 純資産変動計算書  
 2025年3月1日から2025年8月31日までの期間

	米ドル	千円
期首現在純資産	405,326,484	60,345,007
運用による純資産の純（減少）/増加	(4,209,520)	(626,713)
資本受益証券取引		
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの申込み	14,789,294	2,201,830
米ドル建 米ドルヘッジクラスの申込み	7,616,193	1,133,899
米ドル建 為替ヘッジなしクラスの買戻し	(13,401,870)	(1,995,270)
米ドル建 米ドルヘッジクラスの買戻し	(14,918,742)	(2,221,102)
資本受益証券取引による純資産の純減少	(5,915,125)	(880,644)
期末現在純資産	395,201,839	58,837,650

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -  
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン  
キャッシュ・フロー計算書  
2025年3月1日から2025年8月31日までの期間

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加	4,209,520	626,713
運用による純資産の純変動額を運用活動による現金純額へ調整するための修正：		
実現投資純損失	2,141,467	318,822
外国為替取引に係る実現純利益	(373,289)	(55,575)
未実現投資純利益	(2,749,138)	(409,292)
外国為替予約取引に係る未実現純利益	(243,195)	(36,207)
その他の資産および負債の外貨換算に係る未実現純利益	(7,846)	(1,168)
投資有価証券の購入	(68,183,650)	(10,151,182)
投資有価証券の売却による手取金	78,365,872	11,667,111
運用資産および負債の変動		
未収配当金	(170,156)	(25,333)
ブローカーに対する債権	145	22
その他の資産	(6,762)	(1,007)
ブローカーに対する債務	983	146
未払費用およびその他の負債	452,777	67,409
運用活動による現金純額	5,017,688	747,033
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券の発行による手取金	23,102,288	3,439,469
受益証券の買戻しに係る支払金	(27,636,688)	(4,114,550)
財務活動による現金純額	(4,534,400)	(675,081)
現金および現金等価物の純減少	483,288	71,952
現金および現金等価物 - 期首	7,371,007	1,097,396
現金および現金等価物 - 期末	7,854,295	1,169,347

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ソフォス・ケイマン・トラスト -  
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン  
財務書類に対する注記  
2025年8月31日現在

注1 一般事項

ソフォス・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）は、ブリッジストリーム・コーポレート・トラステーズ・リミテッド（以下「受託会社」という。）およびファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2021年改訂）に基づき締結された2019年2月5日付の信託証書により設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型ユニット・トラストである。ファンドは、2019年4月5日から運用を開始した。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、2019年2月12日付でケイマン諸島金融庁に登録されている。

ファンドは、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、プレミアム企業が発行する世界各国の株式への投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目的としている米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）を提供している。ファンドは、サブ・ファンドの他にも、マラソン・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドを設立した。

サブ・ファンドは、2029年2月28日に終了するが、受託会社と協議の上、管理会社により、または受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、これを延長することができる。

サブ・ファンドの会計期末は、毎年2月の最終営業日である。サブ・ファンドの第1会計期間は、2020年2月28日に終了した。

2025年8月31日に終了した期間における企業事象：

経営陣は、本財務書類の発行が可能となった2025年11月13日までのサブ・ファンドに関する後発事象を評価し、以下の開示事象を除き、本財務書類の開示に係る後発事象は生じていないと判断している。

2025年3月1日から2025年8月31日までの期間において、サブ・ファンドは、米ドル建 為替ヘッジなしクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスについて、22,405,487米ドルの申込みを受領し、また、(28,320,612)米ドルの買戻可能受益証券の買戻しを支払った。

## 注2 重要な会計方針の概要

## a) 表示の基礎

本財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示され、米国で一般に公正と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成された。サブ・ファンドは投資会社であるため、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の米国会計基準コーディフィケーション（ASC）トピック第946号「金融サービス - 投資会社」の会計および報告指針に従う。

## b) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した本財務書類の作成は、本財務書類および関連する注記に記載される金額に重大な影響を及ぼす可能性がある見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

## c) 現金および現金等価物

現金とは、金融機関で保有される手許現金を表す。現金等価物には、容易に一定額の現金に換価可能かつ当初満期が三か月以下であり、十分な信用力を有する短期で流動性の高い投資が含まれている。現金等価物は、取得原価に経過利息を加えて計上されており、公正価値に近似している。現金等価物は、投資目的というよりは、短期的な流動性の要求を満たす目的で保有されている。経営陣は、現金担保が制限付として分類されるべきことを定めている。2025年8月31日現在、現金および現金等価物は総額7,854,295米ドルであり、制限付現金はなかった。

## d) 外貨換算

外貨建ての資産および負債は、評価日において米ドルに換算されている。投資対象の購入および売却ならびに収益および費用を含む外貨建ての取引は、当該取引の日付において米ドルに換算されている。外国為替取引に起因する調整は、損益計算書に反映されている。

サブ・ファンドは、投資に係る外国為替レートの変化の影響により生じた運用結果の一部と、保有する投資の市場価格の変化により生じた変動を区別する。

外国為替取引により計上される実現純利益（損失）は、組入証券の売却、外貨の売却、有価証券取引における取引日から決済日までの間における実現為替損益、ならびにサブ・ファンドの帳簿に計上された配当金、利息および外国源泉徴収税の金額と、実際に受領または支払が行われた金額の米ドル相当額との差額から発生する。外貨建ての資産および負債の換算による未実現純利益（損失）は、為替相場の変動に伴う期末の資産および負債（投資有価証券を含む。）の公正価値の変動から生じる。

## e) 投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で計上される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で計算された費用を使用して決定される。配当金は配当落日に記録され、利息は発生主義で認識される。外国配当に係る源泉徴収税は、該当国の税制および税率に関するサブ・ファンドの理解に基づき引き当てられる。

## 注2 重要な会計方針の概要（続き）

## f) デリバティブ契約

サブ・ファンドは、デリバティブ契約を公正価値で計上する。デリバティブ契約の公正価値における変動は、未実現損益として計上される。サブ・ファンドは、一般にデリバティブ契約の満了、終了または清算における実現損益を計上する。

## g) 公正価値 - 公正価値の階層

サブ・ファンドは、市場参加者が主要な市場または最も有利な市場において資産または負債の値付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて公正価値を決定する。公正価値測定において市場参加者の仮定を考慮する際、以下の公正価値の階層においては、観測可能なインプットと観測不能なインプットを区別しており、それらは以下のレベルのいずれかに分類される。

レベル1 - サブ・ファンドが入手可能である、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2 - 直接的または間接的に観測可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット。かかるインプットは、(a) 活発な市場における類似の資産の相場価格、(b) 活発でない市場における同一もしくは類似の資産の相場価格、(c) 資産の観測可能な相場価格以外のインプット、または(d) 相関関係その他の方法により観測可能な市場データから主に得られた、もしくは裏付けられたインプットを含む場合がある。

レベル3 - 観測不能かつ公正価値測定全体に対して重要であるインプット。

評価技法および観測可能なインプットの入手可能性は、投資対象ごとに異なる可能性があり、投資の種類、投資が新規であり市場において未確立であるか否か、市場の流動性および当該取引に特有のその他の特性を含む幅広い様々な要因の影響を受ける。評価が、市場において観測可能とはいえない、または観測不能なモデルやインプットに基づく限りにおいて、公正価値の決定にはより多くの判断を必要とする。評価には本質的に不確実性を伴うため、かかる見積価値は、当該投資対象を容易に取引できる市場が存在していたならば用いられたであろう価値を大幅に上回るまたは下回る可能性がある。したがって、サブ・ファンドが公正価値の決定において行使した判断の度合いは、レベル3に分類された投資について最も大きくなる。

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値の階層の異なるレベルに分類されることがある。このような場合、公正価値測定は、公正価値測定に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき、その全体が公正価値の階層において分類される。

## h) 公正価値 - 評価技術およびインプット

サブ・ファンドは、公正価値を決定する際、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化する評価技法を用いる。サブ・ファンドが公正価値の決定に用いた評価技法は、市場アプローチまたは収益アプローチであると考えられている。

## 注2 重要な会計方針の概要（続き）

市場アプローチは、同一または類似の資産、負債または資産および負債のグループに係る市場取引により生じる価格およびその他の関連情報を利用した計測方法を含む。サブ・ファンドは、一般に上場証券の評価において市場アプローチを使用する。

収益アプローチは、将来の予想される経済的利益（すなわち、純キャッシュ・フロー）の現在価値を測定する評価技法を含む。純キャッシュ・フローの見積りは、見積り経済残存耐用年数にわたる予測で、予想キャッシュ・フローに伴うリスクの水準に応じた割引率を使用して現在価値に割り引かれる。サブ・ファンドは、一般に店頭（OTC）デリバティブの評価において収益アプローチを利用する。

### i) 株式

サブ・ファンドは、当該国の証券取引所で取引される株式を報告された最終売却価格で評価する。サブ・ファンドは、原則的に店頭株式市場で取引されている株式および当該日に売却が報告されていない上場有価証券を最終取引価格で評価する。株式は、活発に取引されており、かつ評価調整が適用されていない限りにおいて、公正価値の階層レベル1に分類される。活発でない市場で取引されている、または類似の金融商品を参照することにより評価されている株式は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

### j) 先渡契約

サブ・ファンドは、先渡契約を契約条件（想定元本および契約期間を含む。）に基づき、為替相場または商品価格等の観測可能なインプットを用いて評価する。先渡契約は、一般に公正価値の階層レベル2に分類される。

### k) 所得税

ケイマン諸島の現行の法の下で、サブ・ファンドはいかなる所得税、遺産税、譲与税、消費税またはその他の税の対象にもならず、サブ・ファンドによる分配は、源泉徴収税またはその他の税の対象とならない。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法第74条（2021年改訂）に従い免除サブ・ファンドとして登録されている。ケイマン諸島において税金が課される可能性のある現行の法律は存在しないが、免除サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島総督により署名される、サブ・ファンドの設定日後50年の間、いかなる法律の変更にかかわらず、サブ・ファンドが収益またはキャピタル・ゲインに関して将来課される可能性のある税または義務の免除の恩恵を受けるといふ旨の保証を申し込む権利を有する。受託会社は、かかる保証への申し込みを行い、かかる保証を取得した。

サブ・ファンドは、投資先であるその他の国々において課される税金の対象になることがある。当該税金は、一般に、獲得された投資収益および/または利益に基づく。税金は、収益および/または利益が獲得された時点において、純投資収益、純実現利益および純実現評価益（場合による。）に対して発生し、割り当てられる。

## 注2 重要な会計方針の概要（続き）

ケイマン諸島は、サブ・ファンドに対するまたはファンドによる支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

サブ・ファンドは、FASB ASC第740-10号「法人所得税」の規定の適用を受ける。かかる基準では、法人所得税の会計処理に関する一貫した基準を定めている。FASB ASC第740号において税務ポジションは、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する税務当局の審査の結果、当該ポジションが認められる可能性が認められない可能性を上回る場合にのみ、財務書類上認識される。

取締役は、その分析に基づき、かかる会計基準がサブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものではないと判断した。ただし、かかる会計基準に関する取締役の結論は、税法、規制およびそれらの解釈の継続的な分析および調整を含むが、これに限定されない要素に基づいて、後日、検討され調整されることがある。2025年8月31日に終了した期間において、支払利息または罰金のいずれも計上されていない。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドが多額の投資を行う地域として主要な税務管轄を特定している。管理会社は、未認識の税金負債の総額が報告日から12か月以内に、大幅に変動する合理的な可能性のあるポジションが存在するとは考えていない。

### l) 未収申込金

申込みは、申込通知で請求された金額が確定した時点で資産として認識される。その結果、期末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき期末後に受領された申込みは、2025年8月31日現在の未収申込金に含まれている。受領した申込通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、申込金および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

### m) 買戻しに係る未払金

買戻しは、買戻通知で請求された金額が確定した時点で負債として認識される。その結果、期末のサブ・ファンドの純資産価額に基づき期末後に支払われた買戻しは、2025年8月31日現在の未払買戻額に含まれている。受領した買戻通知で米ドル建ての金額が確定していない場合は、買戻額および口数を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで純資産に留保される。

## 注3 現金および現金等価物

現金とは、金融機関で保有される総額7,854,295米ドルの手許現金を表す。2025年8月31日現在、制限付現金はなかった。

## 注4 公正価値測定

## 公正価値の階層

公正価値で記録されたサブ・ファンドの資産および負債は、注2におけるサブ・ファンドの重要な会計方針に記載された公正価値の階層に基づき分類されている。

以下の表は、2025年8月31日現在における公正価値で測定されたサブ・ファンドの資産に関する情報を示したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
上場有価証券	390,475,220	-	-	390,475,220
外国為替予約取引	-	11,205	-	11,205
	390,475,220	11,205	-	390,486,425

以下の表は、2025年8月31日現在における公正価値で測定されたサブ・ファンドの負債に関する情報を示したものである。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
外国為替予約取引	-	(83,480)	-	(83,480)
	-	(83,480)	-	(83,480)

当期中、公正価値階層のレベル1、レベル2およびレベル3の間の移行はなかった。

## 注5 デリバティブ契約

サブ・ファンドは、通常の業務過程において、サブ・ファンドの取引活動に関連してデリバティブ契約を使用する。デリバティブ契約には、投資の全部または一部が失われることとなる追加的なリスクが伴う。サブ・ファンドのデリバティブ活動およびデリバティブ契約に対するエクスポージャーは、以下の主要な内在的リスクによって分類される。すなわち、金利リスク、信用リスクおよび外国為替リスクである。サブ・ファンドは、主要な内在的リスクに加えて、カウンターパーティが契約条項を遵守することができないことから生じる追加的なカウンターパーティ・リスクにもさらされている。

## 2025年8月31日現在の外国為替予約取引

サブ・ファンドは、ポートフォリオ通貨をヘッジするため、外国為替予約取引を締結する。

外国為替予約取引とは、売主が特定通貨を将来の特定の日に受け渡すことを合意する、特定通貨の特約日受渡に関する契約である。外国為替予約取引に関連するリスクには、カウンターパーティがそれぞれの契約の条項を遵守することができないリスクならびに公正価値および為替レートの変動リスクがある。

## 注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2025年8月31日現在の貸借対照表に記載される外国為替予約取引を示す。

取引日	決済日	通貨	売却する 想定元本	通貨	購入する 想定元本	未実現損失 (米ドル)	カウンター パーティ
2025年 8月18日	2025年 9月22日	EUR	22,087,537	USD	25,815,846	(76,360)	MUFG Cayman
2025年 8月20日	2025年 9月22日	EUR	781,669	USD	913,421	(2,893)	MUFG Cayman
2025年 8月28日	2025年 9月22日	EUR	1,094,373	USD	1,278,656	(4,227)	MUFG Cayman
2025年 8月28日	2025年 9月22日	JPY	9,877	USD	67	(0)	MUFG Cayman
合計						(83,480)	
取引日	決済日	通貨	売却する 想定元本	通貨	購入する 想定元本	未実現利益 (米ドル)	カウンター パーティ
2025年 8月18日	2025年 9月22日	JPY	22,257	USD	151	1	MUFG Cayman
2025年 8月18日	2025年 9月22日	GBP	11,782,470	USD	15,927,783	5,456	MUFG Cayman
2025年 8月21日	2025年 9月22日	JPY	10,999	USD	74	1	MUFG Cayman
2025年 8月21日	2025年 9月22日	EUR	694,886	USD	808,835	5,747	MUFG Cayman
合計						11,205	

以下の表は、サブ・ファンドのデリバティブの公正価値を、契約種類ごとに総額表示したものである。また以下の表は、2025年8月31日に終了した期間におけるデリバティブ契約による純利益／（損失）として損益計算書に含まれる純利益および純損失の額を、主要な原リスクごとに分類して特定している。

外国為替変動リスク	デリバティブ資産	デリバティブ負債	純実現損失	未実現利益の純変動
外国為替予約取引	11,205	(83,480)	(72,275)	243,195

## 注5 デリバティブ契約（続き）

以下の表は、2025年8月31日現在に認識された金融資産および負債の総額ならびに国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約または類似の契約に基づき相殺される金額を示したものである。

	認識済資産総額	貸借対照表で 相殺された 総額	貸借対照表で 認識された 資産の純額	貸借対照表で相殺されていない総額		
				金融商品	受取現金担保	純額
外国為替予約取引	11,205	-	11,205	-	-	11,205

	認識済負債総額	貸借対照表で 相殺された 総額	貸借対照表で 認識された 資産の純額	貸借対照表で相殺されていない総額		
				金融商品	受取現金担保	純額
外国為替予約取引	(83,480)	-	(83,480)	83,480	-	-

## 注6 資本受益証券取引

## a) 申込み

申込注文は、関連する取引日に管理事務代行会社によって受領されなければならない。管理会社の裁量により、取引日は変更される可能性があり、受益者全体または特定の場合に関して、追加の取引日が指定される可能性がある。管理会社が、純資産価額の決定を停止または延期した場合、翌取引日に決定される純資産価額が使用される。

受益証券の申込みの支払は、関連する取引日（同日を含まない。）から4営業日以内または管理会社（またはその受任者）がその単独の裁量により随時決定するその他の期間内に行われる。

受益証券の当初申込みおよび当初申込金の支払（米ドル）は、設定日までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。受益証券は、設定日に当初申込価格100.00米ドルで発行される。

受益証券の最低当初申込単位は、1口である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において受託会社の裁量により変更される可能性がある。

最低継続申込額は、口数申込みの場合、1口以上1口単位、金額申込みの場合、100.00米ドル以上0.01米ドル単位である。かかる最低申込額は、適用法に従い、一般的にまたは特定の場合において管理会社の裁量により変更される可能性がある。

受益証券は、小数第3位までの端数で発行することができる（小数第3位に四捨五入）。

## 注6 資本受益証券取引（続き）

申込手数料またはその他の販売手数料は、サブ・ファンドによる取引のレベルでは発生しない。販売会社は、申込金額に加え、申込金額の3%（税抜）を上限とする販売手数料を投資者に課することができる。

## b) 買戻し

設定日以降、受益者は、取消不能な通知（以下「買戻通知」という。）をファックス、電子メール、郵便またはその他の電子的手段により、取引日の受付終了時間までに管理事務代行会社へ送信することにより、取引日に受益証券の買戻しを行うことができる。

受益証券の買戻単位は、口数申込みの場合、1口以上、金額申込みの場合0.001口以上である。

買戻に関する受益証券1口当たりの買戻価格は、管理事務代行会社が買戻通知を処理する取引日に米ドルで決定される受益証券1口当たり純資産価格に等しい。かかる時間内に受領した有効かつ完全な買戻通知は、通常かかる取引日時点において上記の買戻価格で処理される。所定の取引日に関して計算された純資産価額によっては、受益証券の買戻価格が、申込時に当該受益証券について支払われた価格を上回るかまたは下回る可能性がある。管理事務代行会社は、関連する評価日（同日を含まない。）から4営業日後に買戻金を米ドルで全額支払う。

2025年8月31日現在、サブ・ファンドは2種類のクラスの議決権付受益証券から構成されている。

- ・米ドル建 為替ヘッジなしクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、原則として外国為替予約取引を行わない。

- ・米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券

クラスのレベルにおいて、外国為替変動リスクの低減を図るために、（原則として）米ドル以外の通貨建て資産に対して、為替ヘッジを行うことを目的として、外国為替予約取引を行う。

2025年8月31日に終了した期間における資本受益証券取引は、以下のとおりである。

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
期首現在受益証券	1,261,584.278	1,240,998.846
発行された受益証券	93,960.503	47,616.361
買い戻された受益証券	(84,346.122)	(92,547.111)
2025年8月31日現在受益証券	<u>1,271,198.659</u>	<u>1,196,068.096</u>

当期中、受益者に対する分配は行われなかった。

## 注7 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬

サブ・ファンドの設立準備費用として5,000米ドルの一回だけの設立費用が管理事務代行会社により課される。

管理事務代行会社（名義書換事務代行会社として提供される役務を含む。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づく以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、月額5,500米ドルの最低報酬を条件として、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5億米ドル以下の部分	年率0.08%
5億米ドルを超えて10億米ドル以下の部分	年率0.07%
10億米ドルを超える部分	年率0.06%

保管会社は、サブ・ファンドの資産から保管契約に別途定める報酬料率に記載される合意済みの市場毎の取引手数料および資産ベースの報酬を受け取り、適切に負担した立替費用（もしあれば）の返金を受けることができる。当該報酬は毎月支払われる。

2025年8月31日現在、管理事務代行会社および保管会社に支払われるべき171,658米ドルの未払費用がある。2025年8月31日に終了した期間について支払われた管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬の金額は、損益計算書の「管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬および保管報酬」に反映されている。

## 注8 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、投資運用会社、投資顧問会社、管理会社、代行協会員および販売会社をサブ・ファンドの関連当事者とみなしている。関連当事者から支払われるべき金額および関連当事者に支払われるべき金額は、通常の業務過程において正式な支払条件なしに決済される。関連当事者との取引の詳細は、以下のとおりである。

## a) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年8月31日現在、投資運用会社に支払われるべき433,524米ドルの未払費用がある。2025年8月31日に終了した期間について支払われた投資運用報酬の金額は、損益計算書の「投資運用報酬」に反映されている。

## 注8 関連当事者との取引（続き）

## b) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年8月31日現在、投資顧問会社に支払われるべき411,002米ドルの残高がある。2025年8月31日に終了した期間について支払われた投資顧問報酬の金額は、損益計算書の「投資顧問報酬」に反映されている。

## c) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年8月31日現在、管理会社に支払われるべき593,311米ドルの残高がある。2025年8月31日に終了した期間について支払われた管理報酬の金額は、損益計算書の「管理報酬」に反映されている。

## d) 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年8月31日現在、代行協会員に支払われるべき545,851米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2025年8月31日に終了した期間について支払われた代行協会員報酬の金額は、損益計算書の「代行協会員報酬」に反映されている。

## e) 販売報酬

販売会社は、関連する販売会社が販売した受益証券に帰属する部分に係るサブ・ファンドの純資産価額の年率0.65%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年8月31日現在、販売会社に支払われるべき426,133米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2025年8月31日に終了した期間について支払われた販売報酬の金額は、損益計算書の「販売報酬」に反映されている。

## 注9 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該四半期中の関連する評価日の直前の営業日における純資産価額に基づき評価日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

2025年8月31日現在、受託会社に支払われるべき16,395米ドルの残高があり、貸借対照表の「未払費用」に反映されている。2025年8月31日に終了した期間について支払われた受託報酬の金額は、損益計算書の「受託報酬」に反映されている。

## 注10 投資リスク

以下は、主要なリスク要因および考察事項であるが、これらは以下に限定されるものではない。

### 外国為替変動リスク

#### 米ドル建 為替ヘッジなしクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

しかしながら、当クラスにおいて外国為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドが投資している有価証券の通貨が米ドルに対して強くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格が上がる可能性がある。逆に、投資している有価証券の通貨が米ドルに対して弱くなると、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は低下することがある。

#### 米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドは、様々な通貨建て資産に投資を行う。

その上で、当クラスにおいて原則として外国為替ヘッジが行われ、為替変動リスクの低減を図る。しかしながら、完全に為替変動リスクを排除することはできない。

当クラスが外国為替ヘッジを行う通貨の金利が、米ドル金利よりも高い場合には、当クラスにこの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意のこと。

### 円貨からの投資に伴う外国為替変動リスク

当初円貨からサブ・ファンドの各クラス受益証券に投資した場合には、米ドル建ての受益証券1口当たり純資産価格が下落していなくても、為替相場の変動によっては買戻時の円貨受取額が円貨での当初投資金額を下回ることがある。

### 株価変動リスク

サブ・ファンドが投資している株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動することがある。株式の価格が変動すれば受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる可能性がある。

## 注10 投資リスク(続き)

## 信用リスク

サブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。

## 為替レートリスク

受益証券は米ドル建てである。これにより、投資者の金融活動が主に米ドル以外の通貨または通貨単位(米ドルを含む。)(以下「投資者通貨」という。)建てである場合、通貨換算に関連する一定のリスクが発生する。これらには、為替相場が大幅に変動する可能性がある(米ドルの切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。)リスクおよび米ドルまたは投資者通貨(場合による。)の管轄当局が為替管理を行うまたは変更する可能性があるリスクが含まれる。米ドルに対する、投資者通貨の価値の上昇により、(a)投資者通貨における純資産価額および1口当たり純資産価格に相当する価値ならびに(b)投資者通貨における支払われるべき分配金(もしあれば)に相当する価値が下落する。

## 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が、将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼす可能性があることから生ずる。

サブ・ファンドの資産および負債の大半は、無利息であり、かつ、主として金利リスクにさらされていない。余剰の現金および現金等価物はすべて銀行に預けられている。したがって、経営陣は、サブ・ファンドが主として重大な金利リスクにさらされていないと考えており、関連する感応度解析は本財務書類に記載されていない。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産を受け渡すことで決済される金融負債に係る債務を履行する際にサブ・ファンドが困難に直面するリスクをいう。流動性リスクに対するエクスポージャーは、サブ・ファンドが予想より早く債務の弁済を要求される可能性があることから生ずる。サブ・ファンドの方針は、通常の運用要件を満たすために十分な現金および現金等価物を維持することである。

## 注11 財務ハイライト

	米ドル建 為替ヘッジなし クラス受益証券	米ドル建 米ドルヘッジ クラス受益証券
受益証券1口当たり運用実績：		
2025年3月1日現在純資産価額	159.20	164.77
運用からの利益：		
投資純損失	(0.49)	(0.49)
投資活動による実現および未実現純利益	0.38	(2.94)
運用からの合計	(0.11)	(3.43)
2025年8月31日現在純資産価額	159.09	161.34
トータル・リターン：		
成功報酬前のトータル・リターン	(0.07)%	(2.08)%
成功報酬	-	-
成功報酬後のトータル・リターン	(0.07)%	(2.08)%
平均純資産に対する比率：		
成功報酬控除後費用	0.95%	0.93%
成功報酬	-	-
投資純損失	(0.31)%	(0.30)%

サブ・ファンドが支払うべき成功報酬はない。

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものであり、年率に換算されていない。各受益者の財務ハイライトは、異なる手数料体系および資本受益証券取引の時期により上記とは異なる場合がある。

## 注12 後発事象

サブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある後発事象は生じていない。

## 注13 財務書類の承認

本財務書類は、2025年11月13日に承認され、発行が認められた。

[次へ](#)

## （２）投資有価証券明細表等

## ソフォス・ケイマン・トラスト -

## 米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン

## 要約投資有価証券明細表

2025年8月31日現在

内容	通貨	数量	取得原価	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
投資有価証券 - 公正価値					
上場有価証券					
フランス					
非耐久消費財			17,085,490	20,930,443	5.30%
フランス合計			17,085,490	20,930,443	5.30%
ドイツ					
情報技術					
SAP SE	EUR	112,346	15,628,811	30,468,780	7.71%
ドイツ合計			15,628,811	30,468,780	7.71%
イギリス					
テクノロジー			9,803,248	14,861,350	3.76%
イギリス合計			9,803,248	14,861,350	3.76%
アメリカ合衆国					
通信			18,401,432	24,813,571	6.28%
耐久消費財			4,904,194	6,604,288	1.67%
非耐久消費財			55,945,658	66,552,804	16.84%
金融			32,834,875	41,626,844	10.53%
ヘルスケア			33,187,368	37,904,615	9.59%
工業			22,960,028	25,049,637	6.34%
テクノロジー					
MICROSOFT CORP	USD	66,433	14,249,989	33,660,937	8.52%
VISA INC-CLASS A SHARES	USD	73,820	14,842,251	25,968,400	6.57%
ORACLE CORP	USD	12,990	2,100,682	2,937,429	0.74%
その他			51,001,345	59,096,122	14.95%
アメリカ合衆国合計			250,427,822	324,214,647	82.03%
上場有価証券合計			292,945,372	390,475,220	98.80%
投資有価証券 - 公正価値合計			292,945,372	390,475,220	98.80%
投資有価証券合計			292,945,372	390,475,220	98.80%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ソフォス・ケイマン・トラスト -  
米ドル建 モルガン・スタンレー グローバル・プレミアム株式オープン  
要約投資有価証券明細表  
2025年 8月31日現在

内容	満期日	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
デリバティブ契約 - 公正価値 - ショート・エクスポージャー			
外国為替予約取引			
米ドル/英ポンド	2025年 9月22日	5,456	0.00%
米ドル/ユーロ	2025年 9月22日	(77,733)	(0.02)%
米ドル/日本円	2025年 9月22日	2	0.00%
外国為替予約取引合計		(72,275)	(0.02)%
デリバティブ契約合計 - 公正価値 - ショート・エクスポージャー		(72,275)	(0.02)%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額（2025年9月末日現在）

払込済資本金の額 1,025,000英ポンド（約2億486万円）

発行済株式総数 1,025,000株

ファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、追加の株式を発行するために、授權資本の増加について特別決議において可決しなければならない。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2020年9月末日	25,000英ポンド
2020年11月10日	1,025,000英ポンド
2021年9月末日	1,025,000英ポンド
2022年9月末日	1,025,000英ポンド
2023年9月末日	1,025,000英ポンド
2024年9月末日	1,025,000英ポンド
2025年9月末日	1,025,000英ポンド

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド=199.86円）による。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の唯一の事業活動は、集団投資ファンドの運用である。

管理会社は、2025年9月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ジャージー	集団投資ファンド	74	60億米ドル
ケイマン諸島	オープンエンド型アンブレラ型 ユニット・トラスト	7	6億5,200万米ドル

### (3) その他

本半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の最近 2 事業年度の日本語の財務書類は、ジャージーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、英ポンドで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円による金額は、2025年 9 月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 英ポンド = 199.86円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

## ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

登録番号：92018

財政状態計算書

2024年12月31日現在

	2024年度		2023年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
<b>資産</b>				
現金および短期預金	2,199	439	5,630	1,125
その他の債権（注9）	9,390	1,877	4,503	900
前払費用および未収収益（注10）	1,948	389	1,971	394
資産合計	13,537	2,706	12,104	2,419
<b>負債および資本</b>				
<b>負債</b>				
その他の債務（注11）	3,529	705	3,818	763
未払費用および前受収益（注12）	2,577	515	2,244	448
負債合計	6,106	1,220	6,062	1,212
<b>資本</b>				
資本金（注13）	1,025	205	1,025	205
利益剰余金	6,406	1,280	5,017	1,003
親会社に帰属する資本	7,431	1,485	6,042	1,208
資本合計	7,431	1,485	6,042	1,208
資本および負債合計	13,537	2,706	12,104	2,419

本財務書類は、2025年4月28日付で取締役会に承認され、2025年4月28日付で発行が認められた。

本財務書類は、取締役会を代表して署名された。

（署名）

取締役

注記は、本財務書類と不可分のものである。

## （２）損益の状況

## ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

## 包括利益計算書

2024年12月31日終了年度

	2024年度		2023年度	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
収益（注４）	7,515	1,502	7,024	1,404
支払利息（注５）	(174)	(35)	(133)	(27)
その他の収入（注６）	62	12	95	19
その他の費用（注７）	(6,014)	(1,202)	(5,591)	(1,117)
税引前利益	1,389	278	1,395	279
法人所得税（注８）	-	-	-	-
当期利益および包括利益合計	1,389	278	1,395	279

すべての実績は、継続事業から生じたものである。

注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

## 資本変動計算書

2024年12月31日終了年度

	資本金		利益剰余金		資本合計	
	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円	千英ポンド	百万円
2023年1月1日付残高	1,025	205	3,622	724	4,647	929
前期利益および包括利益合計	-	-	1,395	279	1,395	279
2023年12月31日付残高	1,025	205	5,017	1,003	6,042	1,208
当期利益および包括利益合計	-	-	1,389	278	1,389	278
2024年12月31日付残高	1,025	205	6,406	1,280	7,431	1,485

注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

## ファンドロジック（ジャージー）リミテッド

## 財務書類に対する注記

2024年12月31日終了年度

## 注1 会社情報

当社はジャージーで設立され、登記上の住所である、ジャージー、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラネード47に所在している。当社は、非公開有限責任会社である。登記番号は92018である。

当社の最終的な親会社および支配法人であり、ならびに当社が構成員で、グループ財務書類が作成される最大および最小のグループは、モルガン・スタンレーである。同社は、当社およびモルガン・スタンレーのその他の子会社と共に、モルガン・スタンレー・グループを構成する。モルガン・スタンレーは、アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニーに登記上の住所を有し、アメリカ合衆国デラウェア州で設立された法人である。モルガン・スタンレーの財務書類の写しは、[www.morganstanley.com/investorrelations](http://www.morganstanley.com/investorrelations)より取得できる。

## 注2 財務書類の作成基準

## 準拠表明

本財務書類は、取得原価主義に基づき、かつ財務報告基準（F R S）第101号ならびに1991年会社法（ジャージー）および2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）に準拠して作成された。

当社は、F R S 第100号「財務報告要求の適用」に定める適格企業の定義を満たしている。当社は、金融商品、公正価値の測定、キャッシュ・フロー計算書の表示、発行済株式に関する比較情報の表示および未発効の会計基準に関連して、F R S 第101号に基づき利用可能な開示免除を適用している。

適用がある場合は、当社が連結されているモルガン・スタンレーのグループ財務書類において同等の開示がされている。モルガン・スタンレーの財務書類の写しは、本注記1に記載の場所で取得できる。

## 当期中に適用された新しい基準および解釈

会計基準の更新について評価を行った結果、当社の財務書類に影響を及ぼすことはないと思込まれている。

## 重要な会計上の判断および見積りの不確実性の発生要因

本財務書類の作成において、当社は、会計方針の適用および報告金額に影響を与える判断および見積りを行う。重要な会計判断とは、見積りに関するものを除き、本財務書類で認識されている金額に最も重大な影響を及ぼす、当社の会計方針の適用に際して経営陣が下す主要な決定である。見積りの不確実性に関する主要な発生要因は、翌会計年度において資産および負債の簿価に大幅な調整をもたらす重大なリスクを有する、経営陣が行う仮定および見積りである。

本財務書類の作成にあたり、重要な判断および主要な仮定は行われておらず、報告期間において見積りの不確実性に関するその他の主要な発生要因は存在していない。

### 資本勘定および資本管理

当会社の資本は、今後も継続企業として存続できることを担保するように運用されている。株主は、当社が金融債務を履行できることを担保するため、追加の株式を購入することで、当社に追加の資金を投資する。当該資金は、当社が運転資金目的または債務を履行する目的において必要とする時に、拠出されるものとする。当社は、十分な金融資産および十分な保証の両方を維持し、その存在を証明できるようにするため、外部資本要件に従う。すべての当該外部資本要件は、当期中および年度末において満たされていた。

### 継続企業の前提

当会社の事業活動は、当会社の将来の発展、業績および地位に影響を及ぼす可能性がある要因とともに、原文財務書類の取締役会報告書の1から4頁にあるビジネス・レビューの項目に反映されている。

上記の要因を考慮すると、取締役は、当社が予見可能な将来まで（本財務書類の承認日から少なくとも12か月間）営業活動を継続するための十分な資金を入手できると推定することが合理的であると判断している。したがって、取締役は、年次報告書および財務書類の作成において、継続企業の前提を引き続き採用している。

### 注3 重要な会計方針の概要

#### a. 機能通貨

本財務書類に含まれる項目は、当社が事業を行っている主要な経済地域の通貨である、英ポンドで測定され、表示されている。

#### b. 外国通貨

英ポンド以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、報告日におけるレートで英ポンドに換算されている。英ポンド以外の通貨建ての取引ならびに非貨幣性資産および負債は、当該取引の日付における実勢レートで計上されている。すべての換算差額は、包括利益計算書に認識されている。

#### c. 金融商品

金融資産および金融負債には、現金および短期預金、その他の債権、前払費用および未収収益、その他の債務ならびに未払費用および前受収益が含まれる。

現金、前払費用および未収収益、その他の債務ならびに未払費用および前受収益は、当社が当該金融商品の契約条項の当事者となった場合に認識され、当初は公正価値で測定され、その後は（金融資産の損失引当金を控除して）償却原価で測定される。包括利益計算書において認識される「受取利息」および「支払利息」は、償却原価で測定される金融資産および金融負債に関連しており、実効金利法（以下「EIR」という。）を用いて計算される。

当社は、金融資産からのキャッシュ・フローへの契約上の権利が終了した時、または当社が金融資産を移転させ、当該金融資産の所有に伴う実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転させた時、当該金融資産の認識を中止する。当社は、当社の債務が履行され、取り消され、または失効した場合、当該債務の認識を中止する。

## d．金融資産の減損

当社は、予想信用損失（以下「ECL」という。）に係る損失引当金を、償却原価で分類される金融資産に対して認識している。ECLは、当該金融商品の予想残存期間にわたるキャッシュ不足額の現在価値であり、当該金融資産のEIRで割り引かれる。ECLは、包括利益計算書において「金融商品に係る減損損失純額」として認識され、財政状態計算書においては減損資産の帳簿価額に対して予想信用損失にかかる損失引当金として反映される。ECLが減少した場合、これは「金融商品に係る減損損失戻入額（純額）」において認識される。

## e．管理報酬収益

管理報酬は、トパス・ファンドおよびソフォス・ケイマン・トラスト・ファンドの有する純資産価額に基づく。これらの報酬は、サービスが遂行された時点において認識される。

## f．手数料および委託料

ファンドの事業に関連する手数料および委託料（管理手数料を含む。）は、包括利益計算書において「その他の費用」として分類され、取引手数料およびサービス手数料が含まれる。これらの金額は、関連サービスを受領した時点において認識される。

## 注4 収益

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
管理報酬収益	7,515	7,024

管理報酬は、トパス・ファンドおよびソフォス・ケイマン・トラスト・ファンドが有する純資産価額に基づいており、旧代替先渡契約および新代替先渡契約の名目元本の算術平均に基づいて課される執行手数料を含む。

## 注5 支払利息

「支払利息」は償却原価で認識される金融負債に関連し、EIR法を用いて計算される。

## 注6 その他の収入

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
為替差益（純額）	-	16
銀行預金利息収益	62	79
	62	95

## 注7 その他の費用

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
事務管理費用	9,406	9,009
監査人報酬		
- 当社の年次財務書類の監査を行った監査人への監査報酬	30	30
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社への経営管理費用	(4,185)	(4,266)
その他の費用	763	818
	<u>6,014</u>	<u>5,591</u>

当社は、当期中に従業員を雇用しなかった（2023年度：0名）。

取締役が当社に対する適格な業務について受領した報酬額は、関連当事者についての開示で記載されている（注記16）。

## 注8 法人所得税

当社には、0.00%の税率でジャージーの法人所得税が課されている（2023年度：0.00%）。

OECDの第2の柱モデルルール法制は報告日現在効力を有していないため、当社は同モデルルールに関連するタックス・エクスポージャーを現在有していない。潜在的な将来エクスポージャーの予備的評価に基づき、財務的影響は軽微であると予想される。

## 注9 その他の債権

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社からの未収金	9,390	4,503
	<u>9,390</u>	<u>4,503</u>

## 注10 前払費用および未収収益

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
未収管理報酬	1,948	1,835
J F S C 前払報酬	-	136
	<u>1,948</u>	<u>1,971</u>

## 注11 その他の債務

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
その他のモルガン・スタンレー・グループ会社への未払金	3,529	3,818
	<u>3,529</u>	<u>3,818</u>

## 注12 未払費用および前受収益

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
管理事務代行報酬および保管報酬	1,723	1,942
未払 J F S C 報酬	146	-
未払監査報酬	708	302
	2,577	2,244

## 注13 資本

	普通株資本 千英ポンド
授權済み、割当済みおよび全額払込済み：	
2023年1月1日現在	1,025
当期中に発行	-
2024年12月31日現在	1,025

## 注14 資産および負債の予想満期

報告期間から12か月を超えて、回収または決済される見込みの当会社の資産および負債はない（2023年度：0英ポンド）。

## 注15 セグメント報告

当社は、一種類目の事業を有しており、ヨーロッパ、中東およびアフリカの単一の地理的市場（以下「EMEA」という。）で事業を行っている。そのため、セグメント分析は一切提供していない。

## 注16 関連当事者についての開示

## 主要な役員報酬

## 取締役報酬

当社は、当期または前期中にその取締役に報酬を支払っていないが、取締役が当会社に提供した適格な業務について、ジェンIIファンド・サービス（ジャージー）リミテッド（旧クレストブリッジ・ファンド・アドミニストレーターズ・リミテッド）からの30,000英ポンド（2023年度：29,000英ポンド）の費用を請け負った。

取締役が当会社に提供した適格な業務について、25,000英ポンドの追加手数料（2023年度：7,000英ポンド）は、当期において、別のモルガン・スタンレー・グループの企業が負担した。取締役が当会社に対する適格な業務について受領した費用の補填額は、下記に開示されている。

	2024年度 千英ポンド	2023年度 千英ポンド
全取締役への報酬合計：		
報酬合計	54	36
年金制度に対する当会社の拠出金	1	-
合計	<u>55</u>	<u>36</u>

取締役報酬は、現金、ボーナスおよび現物給付の合計で計算された。

モルガン・スタンレー・グループの従業員であるすべての取締役は、親会社であるモルガン・スタンレーの株式を受け取る資格を有している。これは、モルガン・スタンレー・グループの株式ベースの長期インセンティブ制度に基づき付与される。当期中、最高年俸の取締役を含む1名の取締役が、適格な業務について、モルガン・スタンレー・グループの株式ベースの長期インセンティブ制度に基づき報奨を受領した（2023年度：1名）。

その他の長期インセンティブ制度によって付与された資産（株式を除く。）の価額は、報奨が確定した時（通常、付与の日付から1～7年以内）、上記の開示に含まれる。モルガン・スタンレー・UK・リミテッドは、確定拠出年金制度である、モルガン・スタンレー・UK・グループ年金制度（以下「DC制度」という。）を運営している。このDC制度に基づいて退職年金を計上した取締役はいない（2023年度：0名）。

いかなる取締役も英国外の確定拠出年金制度に基づいて給付金を受領していない（2023年度：0名）。

当社は、当期中に、その取締役にいかなる貸付金またはその他の融資も提供していない（2023年度：0名）。

## 関連当事者との取引

ファンド・マネージャーとしての資格における当会社、管理事務代行会社としての資格におけるジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッド、およびトパス・ファンドの受託会社としての資格におけるジェンIIトラスティ・サービスズ（ジャージー）リミテッド（旧クレストブリッジ・コーポレート・トラスティーズ・リミテッド）は、信託証書により付与された責任によって関連当事者となる。

アナ・ケコフスカおよびスチュアート・コンロイは当会社の取締役である。アナ・ケコフスカは、当会社に管理事務代行サービスを提供するジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドの親会社であるジェンII（ジャージー）リミテッドの取締役である。スチュアート・コンロイは、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドの取締役である。

当期中、当会社は、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドを通じてファンドから運用報酬収益として7,515,000英ポンドを認識し（2023年度：7,024,000英ポンド）、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに管理事務代行報酬として3,226,000英ポンド（2023年度：3,072,000英ポンド）を負担し、ジェンIIトラスティ・サービスズ（ジャージー）リミテッドに受託報酬として1,206,000英ポンドを負担した（2023年度：1,176,000英ポンド）。

2024年12月31日現在における未決済残高は、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドを通じてファンドから受け取る運用報酬の1,948,000英ポンド（2023年度：1,835,000英ポンド）、ジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払うべき管理事務代行報酬の738,000英ポンド（2023年度：840,000英ポンド）、およびジェンIIトラスティ・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払うべき受託報酬収益の268,000英ポンド（2023年度：319,000英ポンド）であった。

ファンド・マネージャーとしての資格における当会社、およびファンドの保管会社としての資格におけるノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、信託証書によって付与された責任によって関連当事者である。

当期中に、当会社は、ノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドに、709,000英ポンドの保管報酬を支払った（2023年度：1,104,000英ポンド）。

ノーザン・トラスト・フィデューシャリー・サービスズ（アイルランド）リミテッドおよびジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払うべき保管報酬の未払残高は、2024年12月31日付で585,000英ポンド（2023年度：536,000英ポンド）であった。

取締役業務についてジェンIIファンド・サービスズ（ジャージー）リミテッドに支払われた手数料に関連する詳細は、上記の取締役報酬の項目を参照されたい。

## 注17 報告日以降の事象

ソフォス・ケイマン・トラストIIのサブ・ファンドであるマラソン・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、2025年2月5日に終了した。ソフォス・ケイマン・トラストIIは、2025年2月28日に新たに6つのサブ・ファンドを設定した。

[次へ](#)

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

Registered number:92018

## STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

As at 31 December 2024

	Note	2024 £'000	2023 £'000
<b>ASSETS</b>			
Cash and short term deposits		2,199	5,630
Other receivables	9	9,390	4,503
Prepayments and accrued income	10	1,948	1,971
<b>TOTAL ASSETS</b>		<u>13,537</u>	<u>12,104</u>
<b>LIABILITIES AND EQUITY</b>			
<b>LIABILITIES</b>			
Other payables	11	3,529	3,818
Accruals and deferred income	12	2,577	2,244
<b>TOTAL LIABILITIES</b>		<u>6,106</u>	<u>6,062</u>
<b>EQUITY</b>			
Share capital	13	1,025	1,025
Retained earnings		6,406	5,017
<b>Equity attributable to owners of the Company</b>		<u>7,431</u>	<u>6,042</u>
<b>TOTAL EQUITY</b>		<u>7,431</u>	<u>6,042</u>
<b>TOTAL LIABILITIES AND EQUITY</b>		<u>13,537</u>	<u>12,104</u>

These financial statements were approved by the Board on 28 April 2025 and authorised for issue on 28 April 2025.

Signed on behalf of the Board

Stuart Conroy  
Director

The notes on pages 11 to 16 form an integral part of the financial statements.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 31 December 2024

	Note	2024 £'000	2023 £'000
Revenue	4	7,515	7,024
Interest expense	5	(174)	(133)
Other income	6	62	95
Other expenses	7	(6,014)	(5,591)
PROFIT BEFORE TAXATION		<u>1,389</u>	<u>1,395</u>
Corporate income tax	8	-	-
PROFIT AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u><u>1,389</u></u>	<u><u>1,395</u></u>

All results were derived from continuing operations.

The notes on pages 11 to 16 form an integral part of the financial statements.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

Year ended 31 December 2024

	Share capital £'000	Retained earnings £'000	Total equity £'000
Balance at 1 January 2023	1,025	3,622	4,647
Profit and total comprehensive income for the year	-	1,395	1,395
Balance at 31 December 2023	<u>1,025</u>	<u>5,017</u>	<u>6,042</u>
Profit and total comprehensive income for the year	-	1,389	1,389
Balance at 31 December 2024	<u><u>1,025</u></u>	<u><u>6,406</u></u>	<u><u>7,431</u></u>

The notes on pages 11 to 16 form an integral part of the financial statements.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

#### 1. CORPORATE INFORMATION

The Company is incorporated and domiciled in Jersey, at the following registered address: 47 Esplanade, St. Helier, JE1 0BD Jersey. The Company is a private company and is limited by shares. The registered number of the Company is 92018.

The Company's ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest and smallest group of which the Company is a member and for which group financial statements are prepared is Morgan Stanley which, together with the Company and Morgan Stanley's other subsidiary undertakings, form the Morgan Stanley Group. Morgan Stanley has its registered office c/o The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801, United States of America and is incorporated in the state of Delaware, in the United States of America. Copies of its financial statements can be obtained from [www.morganstanley.com/investorrelations](http://www.morganstanley.com/investorrelations).

#### 2. BASIS OF PREPARATION

##### Statement of compliance

These financial statements have been prepared on a historical cost basis and in accordance with FRS 101 and Companies (Jersey) Law 1991 and the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007.

The Company meets the definition of a qualifying entity as defined in FRS 100 'Application of Financial Reporting Requirements'. The Company has taken advantage of the disclosure exemptions available under FRS 101 in relation to financial instruments, fair value measurement, presentation of a cash-flow statement, presentation of comparative information in respect of shares outstanding, accounting standards not yet effective.

Where relevant, equivalent disclosures have been provided in the group accounts of Morgan Stanley in which the Company is consolidated. Copies of Morgan Stanley's accounts can be obtained as detailed at note 1.

New standards and interpretations adopted during the year

Accounting updates were assessed and are not expected to have any impact on the Company's financial statements.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

## 2. BASIS OF PREPARATION (CONTINUED)

## Critical accounting judgements and sources of estimation uncertainty

In preparing the financial statements, the Company makes judgements and estimates that affect the application of accounting policies and reported amounts. Critical accounting judgements are key decisions made by management in the application of the Company's accounting policies, other than those involving estimations, which have the most significant effects on the amounts recognised in the financial statements. Key sources of estimation uncertainty represent assumptions and estimations made by management that have a significant risk of resulting in a material adjustment to the carrying amount of assets and liabilities within the next financial year.

No critical judgements or key assumptions have been made in preparing the financial statements and there are no other key sources of estimation uncertainty in the reporting period.

## Capital accounts and capital management

The capital of the Company is managed to ensure that it will be able to continue as a going concern in the future. The shareholders will invest additional monies into the Company by purchasing additional shares in order to ensure that the Company can meet its ongoing financial obligations. These shall be contributed at such times as the Company may require for working capital purposes or for meeting any obligations of the Company. The Company is subject to external capital requirements in order to maintain and be able to demonstrate the existence of, both adequate financial resources and adequate insurance. All such external capital requirements were met during the period and at the year end.

## The going concern assumption

The Company's business activities, together with the factors likely to affect its future development, performance and position, are reflected in the Business review section of the Directors report on pages 1 to 4.

Taking the above factors into consideration, the Directors believe it is reasonable to assume that the Company will have access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future being at least 12 months from the date of approval of these financial statements. Accordingly, they continue to adopt the going concern basis in preparing the annual report and financial statements.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

## 3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

## a. Functional currency

Items included in the financial statements are measured and presented in Pound Sterling, the currency of the primary economic environment in which the Company operates.

## b. Foreign currencies

Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than Pounds Sterling are translated into Pounds Sterling at the rates ruling at the reporting date. Transactions and non-monetary assets and liabilities denominated in currencies other than Pounds Sterling are recorded at the rates prevailing at the dates of the transactions. All translation differences are recognised through the statement of comprehensive income.

## c. Financial instruments

Financial assets and liabilities comprise cash and short term deposits, other receivables, prepayments and accrued income, other payables and accruals and deferred income.

Cash, prepayments and accrued income, other payables and accruals and deferred income are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument and are initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost (less allowance for impairment on financial assets). 'Interest income' and 'Interest expense' recognised in the statement of comprehensive income relates to financial assets and financial liabilities at amortised cost and is calculated using the effective interest rate ("EIR") method.

The Company derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or when it transfers the financial asset and substantially all the risk and rewards of ownership of the asset. The Company derecognises financial liabilities when the Company's obligations are discharged, cancelled or they expire.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

## 3. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

## d. Impairment of financial assets

The Company recognises loss allowances for expected credit losses (“ECLs”) for its financial assets classified at amortised cost. ECLs are the present value of cash shortfalls over the expected life of the financial instrument, discounted at the asset's EIR. ECL is recognised in the statement of comprehensive income within ‘Net impairment loss on financial instruments’ and is reflected against the carrying amount of the impaired asset on the statement of financial position as an ECL allowance. Where there has been a reduction in ECL, this will be recognised within ‘Net reversal of impairment loss on financial instruments’.

## e. Management fee income

Management fees are based on the net asset value of the TOPAS funds and SOPHOS II funds held. These fees are recognized when the services are performed.

## f. Fees and commissions

Fees and commissions including administration fees in relation to the funds business is classified within ‘Other expense’ in the statement of comprehensive income which includes transaction and service fees. These amounts are recognized when the related services are received.

## 4. REVENUE

	2024	2023
	£'000	£'000
Management fee income	<u>7,515</u>	<u>7,024</u>

Management fees are based on the net asset value of the TOPAS funds, SOPHOS II funds held and includes execution fees charged on the basis of arithmetic average of the notional of the old replacement forwards and new replacement forward.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

## 5. INTEREST EXPENSE

Interest expense' relates to financial liabilities recognised at amortised cost and is calculated using the EIR method.

## 6. OTHER INCOME

	2024	2023
	£'000	£'000
Net foreign exchange gains	-	16
Bank interest income	62	79
	<u>62</u>	<u>95</u>

## 7. OTHER EXPENSES

	2024	2023
	£'000	£'000
Administrative expenses	9,406	9,009
Auditor's remuneration:		
- Fees payable to the Company's auditor for the audit of the Company's annual financial statements	30	30
Management recharge to other Morgan Stanley Group undertakings	(4,185)	(4,266)
Other expense	763	818
	<u>6,014</u>	<u>5,591</u>

The Company employed no staff during the year (2023: nil).

The amount of remuneration received by Directors in respect of their qualifying services to the Company is disclosed in the Related Party disclosures note (Note 16).

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

## 8. CORPORATE INCOME TAX

The Company is subject to Jersey income tax at the rate of 0.00% (2023: 0.00%).

The Company has no current tax exposure in relation to the OECD Pillar Two Model Rules because the Pillar Two legislation is not effective at the reporting date. Based on preliminary assessments of potential future exposure, the financial impact is expected to be immaterial.

## 9. OTHER RECEIVABLES

	2024	2023
	£'000	£'000
Amounts due from other Morgan Stanley Group undertakings	<u>9,390</u>	<u>4,503</u>

## 10. PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

	2024	2023
	£'000	£'000
Accrued management fees	1,948	1,835
JFSC prepaid fees	-	136
	<u>1,948</u>	<u>1,971</u>

## 11. OTHER PAYABLES

	2024	2023
	£'000	£'000
Amounts due to other Morgan Stanley Group undertakings	<u>3,529</u>	<u>3,818</u>

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

## 12. ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

	2024	2023
	£'000	£'000
Administration fee and custody fees	1,723	1,942
JFSC fees payable	146	-
Audit fees payable	708	302
	<u>2,577</u>	<u>2,244</u>

## 13. EQUITY

	Ordinary share capital of £'000
Authorised and allotted and fully paid:	
At 1 January 2023	1,025
Issued during the year	-
As at 31 December 2024	<u>1,025</u>

## 14. EXPECTED MATURITY OF ASSETS AND LIABILITIES

None of the Company's assets and liabilities are expected to be recovered or settled more than twelve months after the reporting period (2023: £nil).

## 15. SEGMENT REPORTING

The Company has only one class of business, operating in a single geographic market, Europe, Middle East and Africa (“EMEA”) and accordingly no segmental analysis has been provided.

## FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

## 16. RELATED PARTY DISCLOSURES

## Key management compensation

## Directors' remuneration

The Company paid no remuneration to its Directors during the current or prior year but incurred expenses of £30,000(2023: £29,000) from Gen II Fund Services (Jersey) Limited (formerly Crestbridge Fund Administrators Limited) in respect of Directors' qualifying services provided to the Company.

Further charges of £25,000 (2023: £7,000) in respect of Directors' qualifying services provided to the Company have been borne by another Morgan Stanley Group undertaking in the current year. Reimbursement of expenses received by Directors in respect of their qualifying services to the Company is disclosed below:

	2024	2023
	£'000	£'000
Total remuneration of all Directors:		
Aggregate remuneration	54	36
Company contribution to pension plans	1	-
Total	<u>55</u>	<u>36</u>

Directors' remuneration has been calculated as the sum of cash, bonuses, and benefits in kind.

All Directors who are employees of the Morgan Stanley Group are eligible for shares of the parent company, Morgan Stanley, awarded under the Morgan Stanley Group's equity-based long term incentive schemes. During the year, one Director received awards under the Morgan Stanley Group's equity based long term incentive schemes in respect of qualifying services including the highest paid Director (2023: one).

The value of assets (other than shares) awarded under other long-term incentive schemes has been included in the above disclosures when the awards vest, which is generally within one to seven years from the date of the award. Morgan Stanley UK Limited operates a defined contribution pension scheme, The Morgan Stanley UK Group Pension Plan ("the DC plan"). There are no directors to whom retirement benefits are accruing under this DC plan (2023: nil).

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

16. RELATED PARTY DISCLOSURES (CONTINUED)

No Directors have benefits accruing under non-UK defined contribution schemes (2023: none).

The Company has not provided any loans or other credit advances to its Directors during the year (2023: nil).

Transactions with related parties

The Company, in its capacity as fund manager, Gen II Fund Services (Jersey) Limited, in its capacity as administrator and Gen II Trustee Services (Jersey) Limited (formerly Crestbridge Corporate Trustees Limited), in its capacity as trustee of the Topas funds, are related parties by virtue of the responsibilities conferred on them by the Trust Instrument.

Ana Kekovska and Stuart Conroy are Directors of the Company. Ana Kekovska is a Director of Gen II (Jersey) Limited ( "Gen II " ), the parent company of Gen II Fund Services (Jersey) Limited ( "G2FSJL " ), which provides administration services to the Company. Stuart Conroy is a Director of G2FSJL.

During the year, the Company recognised management fee income of £7,515,000 (2023: £7,024,000) from the funds via Gen II Fund Services (Jersey) Limited and incurred administrative fees of £3,226,000 (2023: £3,072,000) to Gen II Fund Services (Jersey) Limited and trustee fees of £1,206,000 (2023: £1,176,000) to Gen II Trustee Services (Jersey) Limited.

As at 31 December 2024, the following was outstanding; management fees of £1,948,000 (2023: £1,835,000) due from the funds via Gen II Fund Services (Jersey) Limited, administrative fees of £738,000 (2023: £840,000) payable to Gen II Fund Services (Jersey) Limited and trustee fee income of £268,000 (2023: £319,000) payable to Gen II Trustee Services (Jersey) Limited.

The Company, in its capacity as fund manager, and Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited, in its capacity as custodian of the funds, are related parties by virtue of the responsibilities conferred on them by the Trust Instrument.

During the year, the Company paid custody fees of £709,000 (2023: £1,104,000) to Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited.

FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Year ended 31 December 2024

16. RELATED PARTY DISCLOSURES (CONTINUED)

Custody fees of £585,000 (2023: £536,000) payable to Northern Trust Fiduciary Services (Ireland) Limited and Gen II Fund Services (Jersey) Limited were outstanding as at 31 December 2024.

Refer to the Directors' remuneration section above for details in relation to fees paid to Gen II Fund Services (Jersey) Limited in respect of Director Services.

17. EVENTS AFTER THE REPORTING DATE

The Marathon Emerging Market Bond Fund, a sub-trust of SOPHOS II, was terminated on 5 February 2025. SOPHOS II established six new sub-trusts on 28 February 2025.

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (3) ファンドの仕組み

##### 管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

##### (ハ) 資本金の額（2025年6月末日現在）

授権株式資本金の額 1,025,000スターリング・ポンド（約2億352万円）（一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株）

発行済株式総数 一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株（株式名簿において全額払込済みとして記入済み）

管理会社は、1991年会社法（ジャージー）に従い株主の特別決議の承認により授権資本を増額することができる。

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド = 198.56円）による。

(中略)

##### (ホ) 大株主の状況

(2025年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
モルガン・スタンレー	アメリカ合衆国、10036ニューヨーク州、 ニューヨーク、ブロードウェイ1585	1,025,000株	100%

&lt; 訂正後 &gt;

（前略）

## （八）資本金の額（2025年9月末日現在）

授權株式資本金の額 1,025,000スターリング・ポンド（約2億486万円）（一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株）

発行済株式総数 一株当たり1スターリング・ポンドの額面株式1,025,000株（株式名簿において全額払込済みとして記入済み）

管理会社は、1991年会社法（ジャージー）に従い株主の特別決議の承認により授權資本を増額することができる。

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝199.86円）による。

（中略）

## （ホ）大株主の状況

（2025年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
モルガン・スタンレー	アメリカ合衆国、10036ニューヨーク州、ニューヨーク、ブロードウェイ1585	1,025,000株	100%

## 4 手数料等及び税金

## （5）課税上の取扱い

&lt; 訂正前 &gt;

（前略）

## （A）日本

サブ・ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。したがって、2025年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

&lt; 訂正後 &gt;

（前略）

## （A）日本

サブ・ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。したがって、2025年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

## 独立監査人の監査報告書

### 意見

我々は、ファンドロジック（ジャージー）リミテッド（以下「当会社」という。）の本財務書類について、

- ・2024年12月31日現在の当会社の事業の状況および同日に終了した年度中の利益を、すべての重要な点において適正に表示しており、
  - ・財務報告基準第101号「簡素化された開示のフレームワーク」を含む、英国で一般的に公正妥当と認められた会計原則に従って適正に作成されており、かつ
  - ・1991年会社法（ジャージー）、2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）に従って適切に作成されているもの
- と認める。

我々が監査した本財務書類は、以下により構成されている。

- ・包括利益計算書
- ・資本変動計算書
- ・財政状態計算書
- ・関連する注記 1 から 17

これらの作成に適用された財務報告の枠組みは、適用法および財務報告基準第101号「簡素化された開示のフレームワーク」を含む、英国会計基準（英国で一般的に公正妥当と認められた会計原則）である。

### 意見の基礎

我々は、国際監査基準（英国）（ISA（英国））および適用法に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、本報告書の下記「財務書類の監査に対する監査人の責任」に記載されている。

我々は、英国における我々の本財務書類の監査に関連する倫理要件（英国財務報告評議会（以下「FRC」という。）の倫理基準を含む。）に従って当会社から独立しており、当該要件に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。我々が入手した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると判断している。

### 継続事業に関連する結論

本財務書類の監査において、我々は、取締役が本財務書類の作成において継続事業を前提とする会計処理を実施することが適切であると結論づけた。

我々は、我々が行った業務に基づき、本財務書類が発行を承認されてから少なくとも12か月間にわたって、個別にも集計しても、継続事業として存続する当会社の能力について重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

監査人の責任および継続事業に関する取締役の責任については、本報告書の関連セクションに記載されている。

## その他の情報

その他の情報は、本財務書類および付属する我々の監査報告書を除く、年次報告書に含まれる情報から成る。年次報告書に含まれるその他の情報については、取締役が責任を負う。本財務書類についての我々の意見は、その他の情報を対象とせず、我々の報告書に別途明示的な記載がある場合を除き、その他の情報についてのいかなる形式の保証または結論も表明するものではない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、当該情報と本財務書類または監査の過程で我々が得た情報との間の著しい矛盾の有無、または重要な虚偽記載の有無を検討することである。我々がかかる著しい矛盾または重要な虚偽記載とみられるものを見出した場合、我々は、本財務書類自体に重要な虚偽記載を生じさせるかどうかについて判断することを求められている。我々が行った監査に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽記載があると結論づけた場合、我々は当該事実を報告する必要がある。

この点につき、我々が報告すべき事項はない。

## 取締役の責任

取締役の責任についての記述においてより詳細に説明されている通り、取締役は、本財務書類の作成および本財務書類がすべての重要な点において適正に表示されているという判断、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役が判断する内部統制について責任を負っている。

本財務書類の作成において、取締役は、継続事業としての当会社の存続能力の評価、継続事業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続事業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、取締役が当会社を清算もしくはその業務を停止する意図を有する場合、またはそれ以外の現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

## 財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として本財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（英国）に準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に検出することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する我々の責任の詳細は、FRCのウェブサイトに掲載されている（[www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)）。この記載は、我々の監査報告書の一部を構成する。

## 監査により検出可能とみなされた不正を含む不法行為の範囲

不正を含む不法行為は、法令違反の実例である。我々は、不正を含む不法行為に関する重要な虚偽表示を検出するために、上記に概説している監査人の責任に沿って手続を策定している。我々の手続により検出可能な不正を含む不法行為の範囲は、以下に詳述されている。

我々は、当会社の業界およびその統制環境の性質を検討し、不正および法令遵守に関する当会社の方針および手続の文書についてレビューを行った。我々はまた、当会社の事業分野に特有のものを含む、不法行為のリスクに対する経営陣による認識および評価について経営陣および取締役等に照会した。

我々は、当会社が事業を行う法規制の枠組みについて理解を得て、以下に該当する主要な法令を特定した。

- ・本財務書類における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼす法令。これらには1991年会社法（ジャージー）、2007年金融サービス（ファンド・サービス事業（会計、監査および報告））令（ジャージー）および税法が含まれる。
- ・本財務書類に直接的な影響はないが、その遵守が当社の事業遂行または重要な罰則の回避の能力にとって基本となる法令。これらには当会社の規制上の支払能力要件が含まれる。

我々は、規制関連の専門家およびIT専門家等の関連する内部専門家を含む監査業務チーム内で、組織内に存在する可能性のある不正の機会およびインセンティブ、ならびに不正が本財務書類のどこでどのように発生する可能性があるかについて討議した。

ISA（英国）に基づくすべての監査と同様に、我々は、経営陣による無効化のリスクに対応するための特定の手続を実施しなければならない。経営陣による内部統制の無効化を通じた不正のリスクに対応する際に、我々は、仕訳入力およびその他の調整の適切性を検証し、会計上の見積りを行う上での判断が潜在的なバイアスを示すかどうかを評価し、かつ、通例でない、または通常の業務の過程外における重要な取引に対する事業上の合理性を評価した。

上記に加え、識別されたリスクに対応するための我々の手続には、以下が含まれる。

- ・本財務書類に直接的な影響を及ぼすと定められた、関連する法令の規定の遵守について評価するための、関連証憑の検証による本財務書類の開示についてのレビュー
- ・不正による重要な虚偽表示のリスクを示す、異常または想定外の関係を識別するための分析手続の実施
- ・実際のおよび潜在的な訴訟および請求ならびに法令違反の実例に関する経営陣および社内弁護士への照会
- ・ガバナンス担当者の会議議事録の通読、およびジャージー歳入庁との通信のレビュー

その他の法的小および規制上の要件に関する報告

例外として報告すべき事項

1991年会社法（ジャージー）に基づき、我々は、該当すると認める場合、以下の事項に関して報告する必要がある。

- ・十分な会計記録が維持されていない場合、または我々が往査をしていない支店から我々の監査に対して十分な回答を得ていない場合
- ・本財務書類が、会計記録および回答と一致していない場合
- ・我々が、監査目的上必要とするすべての情報および説明を入手していない場合

これらの点につき、我々が報告すべき事項はない。

#### 我々の報告書の使用

本報告書は、1991年会社法（ジャージー）第113条のAの定めに従って、当会社のメンバー全体のためのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が本報告書において当会社のメンバーに対して述べる必要のある事項をそれらの者に対して述べるように行われており、それ以外の目的では行われていない。法令で許可されている最大限の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書または我々が形成した意見について、当会社および当会社のメンバー全体以外の者に対して責任を受諾せず、また負うことがない。

デロイト・エルエルピー

英国、グラスゴー

代表者：ポール・カウリー、勅許会計士

日付：2025年4月29日

[次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED

## Report on the audit of the financial statements

## Opinion

In our opinion the financial statements of Fundlogic (Jersey) Limited ("the Company"):

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2024 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice including Financial Reporting Standard 101 "Reduced Disclosure Framework" ; and
- have been properly prepared in accordance with the Companies (Jersey) Law 1991, the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007.

We have audited the financial statements which comprise:

- the statement of comprehensive income;
- the statement of changes in equity;
- the statement of financial position; and
- the related notes 1 to 17.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards, including Financial Reporting Standard 101 "*Reduced Disclosure Framework*" (United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice).

## Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (ISAs (UK)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, including the Financial Reporting Council's (the 'FRC's') Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

## Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the Directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate. Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from when the financial statements are authorised for issue. Our responsibilities and the responsibilities of the Directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

## Other information

The other information comprises the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The Directors are responsible for the other information contained within the annual report. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon. Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the course of the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether this gives rise to a material misstatement in the financial statements themselves. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

## Responsibilities of Directors

As explained more fully in the Directors' responsibilities statement, the Directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view, and for such internal control as the Directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

## Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: [www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities). This description forms part of our auditor's report.

## Extent to which the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect material misstatements in respect of irregularities, including fraud. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud is detailed below.

We considered the nature of the Company's industry and its control environment, and reviewed the Company's documentation of their policies and procedures relating to fraud and compliance with laws and regulations. We also enquired of management and the Directors about their own identification and assessment of the risks of irregularities, including those that are specific to the Company's business sector.

We obtained an understanding of the legal and regulatory frameworks that the Company operates in, and identified the key laws and regulations that:

- had a direct effect on the determination of material amounts and disclosures in the financial statements. These included the Companies (Jersey) Law 1991, the Financial Services (Fund Services Business (Accounts, Audits and Reports)) (Jersey) Order 2007 and tax legislation; and;
- do not have a direct effect on the financial statements but compliance with which may be fundamental to the Company's ability to operate or to avoid a material penalty. These included the Company's regulatory solvency requirements.

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Extent to which the audit was considered capable of detecting irregularities, including fraud (continued)

We discussed among the audit engagement team including relevant internal specialists such as regulatory specialists and IT specialists regarding the opportunities and incentives that may exist within the organisation for fraud and how and where fraud might occur in the financial statements.

In common with all audits under ISAs (UK), we are also required to perform specific procedures to respond to the risk of management override. In addressing the risk of fraud through management override of controls, we tested the appropriateness of journal entries and other adjustments; assessed whether the judgements made in making accounting estimates are indicative of a potential bias; and evaluated the business rationale of any significant transactions that are unusual or outside the normal course of business.

In addition to the above, our procedures to respond to the risks identified included the following:

- reviewing financial statement disclosures by testing to supporting documentation to assess compliance with provisions of relevant laws and regulations described as having a direct effect on the financial statements;
- performing analytical procedures to identify any unusual or unexpected relationships that may indicate risks of material misstatement due to fraud;
- enquiring of management and in-house legal counsel concerning actual and potential litigation and claims, and instances of non-compliance with laws and regulations; and
- reading minutes of meetings of those charged with governance and reviewing correspondence with Revenue Jersey.

#### Report on other legal and regulatory requirements

Matters on which we are required to report by exception

Under the Companies (Jersey) Law 1991 we are required to report in respect of the following matters if, in our opinion:

- adequate accounting records have not been kept or proper returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We have nothing to report in respect of these matters.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF FUNDLOGIC (JERSEY) LIMITED (CONTINUED)

Use of our report

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Article 113A of the Companies (Jersey) Law 1991. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Paul Cowley, C.A.

For and on behalf of Deloitte LLP

Glasgow, United Kingdom

29 April 2025

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。